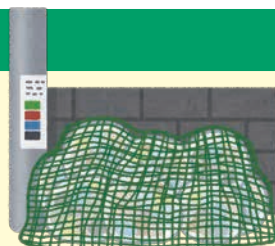


守ろう!ごみ出しマナー

ごみステーションは清潔に使いましょう

ごみステーションをみんなが気持ちよく使えるように、ごみの分別、曜日、時間のルールを守って出してください。(カラス除けネットがある場合は、必ずかぶせてください。)

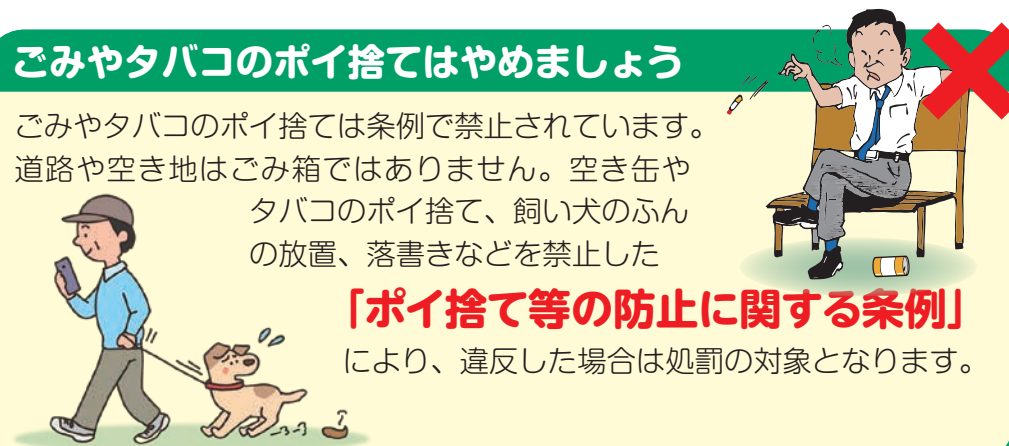
ごみステーションに出せるのは、家庭のごみ(一般廃棄物)だけです。事業のごみはごみステーションに出せません。(不法投棄になります。)



ごみやタバコのポイ捨てはやめましょう

ごみやタバコのポイ捨ては条例で禁止されています。道路や空き地はごみ箱ではありません。空き缶やタバコのポイ捨て、飼い犬のふんの放置、落書きなどを禁止した

「ポイ捨て等の防止に関する条例」
により、違反した場合は処罰の対象となります。



不法投棄は法律で禁止されています

決められた場所や時間以外にごみを出すことは不法投棄となり、罰金などの処罰の対象となります。



一時多量ごみの処理マナーに気を付けましょう

一度に多量のごみ(4袋以上)を一家庭が出されると、ごみステーションがいっぱいとなり他の人の迷惑となりますので、**3袋まで**をお願いします。

(1) 一時多量ごみ

引っ越し、庭木の剪定など、一時的に多量に発生するごみです。

市では収集できません。

(2) 処理のしかた

庭木の剪定ごみについては、ごみ袋で4袋以上は一時多量ごみとなりますので、自分で清掃センターへ持ち込むか、市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者(14ページ参照)に依頼(有料)してください。



野焼きは法律で禁止されています

構造基準を満たさない焼却炉や野外で廃棄物を燃やす行為は「野焼き」となり、処罰の対象となります。(あぜ焼き等、一部適用が除外されている場合があります。)



ごみの分別や注意点などはそれぞれのページをご覧ください。

○ごみの分別・・・P1 ○資源ごみの分別・・・P3 ○ごみ出し注意点・・・P5 ○法律等で廃棄処分に規制を受ける品目、収集できないごみ・・・P7
○大規模災害時のごみの出し方・・・P9 ○守ろうごみ出しマナー・・・P11 ○三木市の収集事業および資源化推進事業・・・P13 ○リサイクルのお願い・・・P14